

岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金交付要綱

（総則）

第1条 県は、障害者（児）の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等（以下「法人」という。）が行う社会福祉施設の施設及び設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内で当該法人に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号。以下「条例」という。）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費等）

第2条 補助金の名称、補助対象経費、補助事業者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付対象とする法人）

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする法人は、補助事業の遂行に必要な経費を確保するため、あらかじめ次の条件を満たさなければならない。

- 一 当該法人の運用財産のうち、施設を開設するまでに必要な額を開業資金として現金、普通預金又は当座預金で有すること。
 - 二 障害福祉サービス事業及び障害者支援施設を始めようとする場合については、当該法人の運用財産のうち施設の開設後収入が安定するまでに必要な運転資金として当該法人の年間事業費の12分の2.5以上に相当する額を預金で有すること。
 - 三 事業費における借入金の合計額は、建設資金より法的・制度的補助金（国庫補助金、県補助金等）を控除した金額の10分の9を上限とすること。
- 2 新設法人（この補助金の交付により障害福祉施設を整備し、かつ当該施設の運営を目的の一部として新たに社会福祉法人の設立認可を受け、認可の日から3年を経過しない法人をいう。以下同じ。）の役員に、次に掲げる者が含まれる場合は、補助金の交付対象としない。
- 一 国税（所得税及び消費税に限る）、県税又は市町村税に滞納のある者
 - 二 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者であって、復権を得ないもの
 - 三 介護保険事業所又は障害福祉サービス事業所の指定取消処分を受けた事業所の当該処分事由が発生した時点の役員、その事業所又は施設を管理する者、事業者の使用人であって当該事業者の事業所又は事業者が開設した施設を管理する者
 - 四 社会福祉法人設立認可手続、補助金申請手続等のために県が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明等をした者

3 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、知事が別に定める基準を満たさなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けること。

二 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。

(ア) 建物の規模又は構造

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

三 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

五 規則第21条に規定する知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

七 法人が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと（ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）。

八 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

九 法人が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県

が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更とは、施設の機能を著しく変更しない程度の建物の規模及び構造の変更とする。
- 3 補助事業者が第1項第1号から第3号までの知事の承認を受け、又は同項第4号の報告をしようとする場合の申請書又は報告書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 補助事業経費配分変更承認申請書 別記第3号様式
 - 二 補助事業内容変更承認申請書 別記第4号様式
 - 三 補助事業中止（廃止）承認申請書 別記第5号様式
 - 四 補助事業遅延報告書 別記第6号様式

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、知事が別に定める基準により補助事業の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

（検査の実施）

第9条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別記第7号様式による工事着工報告書を工事に着工した日から5日以内に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の工事において概ね躯体が立ち上がったとき（概ね出来高が20～30%となったとき。以下「基礎工事完了時点」という。）に別記第8号様式による工事中間届を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の工事が完了したとき（以下「工事完了時点」という。）は、別記第9号様式による工事完了届を工事が完了した日から5日以内に知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、基礎工事完了時点及び工事完了時点において、計画に従った建設の進捗状況を技術的及び事務的見地から工事現場で確認する。但し、躯体の立ち上げを伴わない改修等工事にかかる中間検査については、この限りではない。
- 5 補助事業者は、中間検査及び完了検査で目視により確認できない部分を含め、基礎等の工事写真を県へ提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第10号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して1月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

（決定の取消し）

第12条 知事は、規則第17条に定めるもののほか、補助事業者が第3条の基準又は第6条の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の支払方法）

第13条 知事は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

（補助金の支払）

第14条 知事は、規則14条により額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金交付請求書）

第15条 請求書の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助事業により取得した財産の処分制限期間（昭和41年厚生省告示第350号）の社会福祉施設整備費補助金の欄に掲げる処分制限期間に相当する期間とする。

2 規則第21条第2号の知事の定めるものとは、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第17条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。ただし、補助事業により取得した財産の処分制限期間が5年を

超えるときは、当該5年を超える期間とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年度年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県心身障害者（児）及び老人福祉関係施設整備費補助金交付要綱（昭和57年10月23日付け福第760号）及び岐阜県心身障害者（児）及び老人福祉関係設備整備費補助金交付要綱（昭和58年2月7日付け福第1030号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の制定前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた昭和62年度の補助金に係る行為は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成11年6月30日障第297号）

- 1 この要綱は、平成11年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成10年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月18日障第281号）

- 1 この要綱は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月26日障第544号）

- 1 この要綱は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度以前から県補助を受けている事業（継続事業）については、県補助を受けた初年度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

附 則（平成18年3月15日高第254号）

- 1 この要綱は、平成17年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成16年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度以前から県補助を受けている事業（継続事業）については、県補助を受けた初年度交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。

ただし別表第2欄の(1)及び(2)に係る事業については、県補助を受けた初年度交付要綱に定める算定方法及び「地域介護・福祉空間整備等交付金の実施について(平成17年5月6日付け老発第0506001号厚生労働省老健局長通知)」に定める平成17年度(平成16年度からの継続事業分)都道府県交付金基準単価を適用する。

- 4 岐阜県介護老人保健施設整備費補助金交付要綱(平成14年5月29日制定)は、廃止する。

附 則(平成19年2月23日障第990号)

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に岐阜県心身障害者(児)及び老人福祉関係施設整備費並びに設備費補助金交付要綱の規定によりなされた平成18年度の補助金に係る行為は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

附 則(平成19年5月28日障第204号)

- 1 この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成19年12月14日障第848号)

- 1 この要綱は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成20年10月30日障第597号)

- 1 この要綱は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成20年11月5日障第821号)

- 1 この要綱は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、別表の補助事業者の欄の「公益社団法人、公益財団法人、又は特例民法法人」の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附 則(平成21年10月26日障第519号)

- 1 この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成23年4月25日障第38号)

- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。